

令和5年度茨城県外国人労働力確保支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、外国人労働者等に選ばれる茨城県を目指すため、特定技能外国人が資格取得や講習受講（以下「資格取得等」という。）をするための経費及び監理団体等が行う日本語講習会等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項で「特定技能外国人」とは、出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項で規定する在留資格「特定技能」を有する者のうち、特定技能所属機関と雇用契約を締結し、農業分野（耕種農業全般・畜産農業全般）に従事する者をいう。

2 この要項で「特定技能所属機関」とは、出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項で規定する団体のうち、茨城県内に在住し、かつ、農業特定技能協議会に加入している者をいう。

3 この要項で「技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項で規定する在留資格「技能実習」を有する者のうち、農業関係2職種（耕種農業・畜産農業）に従事する者をいう。

4 この要項で「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2条の第10項に規定する団体のうち、茨城県内に事務所を有し、農業分野（耕種農業・畜産農業）の技能実習生の実習監理を行う者をいう。

5 この要項で「実習実施者」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2条の第6項に規定する者のうち、茨城県内に在住し、農業関係2職種（耕種農業・畜産農業）の技能実習を行わせる者をいう。

6 この要項で「日本語講習会」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第1条第7号に定める入国後講習以外の日本語講習をいう。

7 この要項で「地域社会との交流会」「地域における文化講習会」とは、茨城県内、または外国人技能実習生が居住する地域で開催されるものをいう。

(交付対象事業等)

第3条 この補助金の対象事業、事業の内容、補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

補助事業	事業の内容	補助事業者
資格取得支援事業	特定技能外国人の農作業に必要な資格取得等に係る経費の補助	特定技能外国人又は特定技能所属機関
外国人技能実習生日本語能力向上支援事業	監理団体又は実習実施者が技能実習生に対して実施、又は技能実習生を参加させる「日本語講習会」、「地域社会との交流会」又は「地域における文化講習会」等に係る経費の補助	監理団体又は実習実施者

(補助対象経費等)

第4条 補助事業の対象となる資格・講習及び経費、交付する補助金の基準額、補助率、上限額は別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 算出した額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までとし、この間に資格を取得したもの又は講習等を受講したものとする。ただし、修了証が発行される技能講習等については、期間内に講習を修了したものに限る。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1-1号、様式第1-2号、様式第1-3号又は様式第1-4号)を令和6年2月29日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定)

第6条 知事は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る事項等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定する。

- 2 知事は、補助金の交付の決定及び交付額の確定をしたときは、補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 知事は、補助金の交付額の確定後速やかに、補助金を補助事業者に精算払いにより交付するものとする。

(交付の手続きの特例)

第8条 この要項による補助金の交付の手続きについては、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとし、規則第14条による確定通知は、規則第7条の規定による交付決定通知と併合して行うものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 知事は、申請者が、第5条に掲げる書類に虚偽の記載をした場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関する補助金がすでに交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(証拠書類の保存)

第11条 申請者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (資格取得支援事業)

補助対象資格・講習	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助上限額
普通自動車免許	免許取得、外国免許から日本免許への切替え、更新手続き及び再取得手続きに要する経費 ・試験手数料 ・免許証交付手数料 ・海外免許翻訳料 ・更新手数料 ・講習手数料	9,000 円	10/10	各補助対象資格・講習の補助額は補助対象経費欄に定める経費の合計額と補助基準額欄に定める額のいずれか少ない額とし、特定技能外国人一人当たりの補助額の合計は100,000 円を上限とする。
大型特殊自動車免許 (農耕車限定)	「大型特殊免許取得研修」受講、及び、免許取得に要する経費 ・研修受講料 ・研修テキスト代 ・試験手数料 ・免許証交付手数料 ・車の使用料 (免許センター)	9,000 円		
刈払機取扱 安全衛生教育講習	講習受講に要する経費 ・講習受講料 ・講習テキスト代	12,000 円		
フォークリフト 運転技能講習	講習受講に要する経費 ・講習受講料 ・講習テキスト代	44,000 円		
ショベルローダー等 運転技能講習	講習受講に要する経費 ・講習受講料 ・講習テキスト代	54,000 円		
小型車両系建設機械 運転技能講習	講習受講に要する経費 ・講習受講料 ・講習テキスト代	18,000 円		
はい作業主任者 技能講習	講習受講に要する経費 ・講習受講料 ・講習テキスト代	22,000 円		
玉掛け技能講習	講習受講に要する経費 ・講習受講料 ・講習テキスト代	28,000 円		
床上操作式クレーン 運転技能講習	講習受講に要する経費 ・講習受講料 ・講習テキスト代	53,000 円		

別表2 (外国人技能実習生日本語能力向上支援事業)

補助対象講習等	補助対象経費	補助基準額		補助率	補助上限額
		技能実習生 参加人数	基準額		
日本語習得のための日本語講習会、地域住民との触れ合いを図る交流会及び地域における文化講習会等。	左記講習等を実施するために講師の謝金及び旅費、印刷費、消耗品費及び会場使用料等。	50人以下	60,000円	1/2	補助対象経費欄に定める経費の合計額と補助基準額欄に定める額を比較していずれか少ない方の額に、補助率を乗じて得た額以内とし、補助する講習会等の実施回数は監理団体1団体又は実習実施者1経営体につき1回とする。
		51人以上100人以下	70,000円		
		101人以上	80,000円		
	監理団体又は実習実施者以外が実施する左記講習等に自らが監理又は雇用する技能実習生を参加させるための受講料及び資料代等。	技能実習生一人あたり一回 1,000円			

様式第1-1号（第5条関係）

【特定技能外国人申請用】

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

外国人労働力確保支援事業（資格取得支援事業）費補助金交付申請書

令和5年度外国人労働力確保支援事業費補助金交付要項第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 交付申請額の内訳書（別紙1）
- (2) 特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用契約書の写し
- (3) 取得した免許証、又は受講した講座を修了したことを証明する書類の写し
- (4) 資格取得等経費の領収証書等の写し
- (5) 在留カードの写し
- (6) 通帳の写し等口座情報が確認できる書類

3 受領方法 口座振替払

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ)		
口座名義		

様式第1-2号(第5条関係)

【特定技能所属機関申請用】

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所(法人にあつては、所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

外国人労働力確保支援事業(資格取得支援事業)費補助金交付申請書

令和5年度外国人労働力確保支援事業費補助金交付要項第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 資格取得(受講修了)者氏名 _____

3 添付書類

- (1) 交付申請額の内訳書(別紙1)
- (2) 特定技能外国人と特定技能所属機関の雇用契約書の写し
- (3) 取得した免許証、又は受講した講座を修了したことを証明する書類の写し
- (4) 資格取得等経費の領収証書等の写し
- (5) 特定技能所属機関が資格取得等経費を負担したことを特定技能外国人が証明する書類(資格取得等経費の領収証書等の宛名が特定技能外国人の氏名である場合)
- (6) 在留カードの写し
- (7) 通帳の写し等口座情報が確認できる書類

4 受領方法 口座振替払

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ)		
口座名義		

茨城県知事 殿

住 所

名称及び代表者氏名

電話番号

外国人労働力確保支援事業（外国人技能実習生日本語能力向上等支援事業）費補助金交付申請書

令和5年度外国人労働力確保支援事業費補助金交付要項第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 実施事業概要書（別紙2）または参加講習会等概要書（別紙3）
- (2) 別紙2又は別紙3に記載の参加者の実習監理を行っていることを証明する書類の写し
- (3) 別紙2又は別紙3に記載の参加者が農業関係職種の外国人技能実習生であることを証明する書類の写し（出入国在留管理庁公表の監理団体一覧の2号移行対象職種欄に農業関係職種以外の職種が記載されている監理団体が申請する場合）
- (4) 補助対象経費の積算根拠となる書類（領収証書等の写し）
- (5) 監理団体が講習会参加費等の経費を負担したことを技能実習生が証明する書類（自ら以外が開催した講習会等の参加経費の領収証書等の宛名が技能実習生の氏名である場合）
- (6) 通帳の写し等口座情報が確認できる書類

3 受領方法 口座振替払

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ)		
口座名義		

様式第1-4号（第5条関係）

【実習実施者申請用】

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所（法人にあつては、所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

外国人労働力確保支援事業（外国人技能実習生日本語能力向上等支援事業）費補助金交付申請書

令和5年度外国人労働力確保支援事業費補助金交付要項第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- （1）実施事業概要書（別紙2）または参加講習会等概要書（別紙3）
- （2）別紙2又は別紙3に記載の参加者と実習実施者の雇用契約書の写し
- （3）別紙2又は別紙3に記載の参加者が農業関係職種の外国人技能実習生であることを証明する書類の写し
- （4）補助対象経費の積算根拠となる書類（領収証書等の写し）
- （5）実習実施者が講習会参加費等の経費を負担したことを技能実習生が証明する書類（自ら以外が開催した講習会等の参加経費の領収証書等の宛名が技能実習生の氏名である場合）
- （6）通帳の写し等口座情報が確認できる書類

3 受領方法 口座振替払

金融機関名	銀行 金庫 組合		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

農 技 第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

外国人労働力確保支援事業費補助金交付決定及び交付額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった外国人労働力確保支援事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、令和5年度外国人労働力確保支援事業費補助金交付要項第6条の規定により通知します。
なお、交付額の確定も行ったので、併せて通知します。

記

- | | |
|------------|-----------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 金 _____ 円 |

交付申請額の内訳書（資格取得（受講修了）者ごとに作成）

資格取得（受講修了）者氏名

既申請額(円)

補助対象資格・講習			補助対象経費		補助金申請額	
資格・講習名	資格試験・講習実施者	資格取得・受講修了年月日	経費名	金額(円)	(a) (b) いずれか少ない金額	
					(a) 経費×10/10(円)	(b) 補助基準額(円)
普通自動車免許			試験手数料		(a)	(b)
			免許証交付手数料			
			海外免許翻訳料			
			更新手数料			
			講習手数料			
			計			9,000
大型特殊自動車免許 (農耕車限定)			研修受講料		(a)	(b)
			研修テキスト代			
			試験手数料			
			免許証交付手数料			
			車の使用料			
			計			9,000
刈払機取扱 安全衛生教育講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
フォークリフト 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
ショベルローダー等 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
小型車両系建設機械 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
はい作業主任者 技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
玉掛け技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
床上操作式クレーン 運転技能講習			講習受講料		(a)	(b)
			講習テキスト代			
			計			
(c)			(d)		(c)	(d)
補助金申請額の合計(円)			特定技能外国人1人当たりの上限額(10万円) から既申請額を除いた額(円)			
交付申請額(円)					(c) (d) いずれか少ない金額	

実施事業概要書

(技能実習生を対象とした講習会等を自ら開催した場合)

1 事業の概要

2 開催地・会場

3 開催期間

年 月 日から 年 月 日まで 計 時間

4 農業関係職種の技能実習生参加者数

人

5 参加者氏名 (参加者が多い場合は任意の様式による参加者名簿の提出で可)

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

6 得られた成果等

※ 実習実施者と技能実習生とのコミュニケーションを円滑にし、より効果的な技能実習生の活用を推進していくにあたっての課題等を踏まえ、具体的に記入してください。

参加講習会等概要書
(講習会等に技能実習生を参加させた場合)

1 講習会等の概要

2 主催

3 開催地・会場

4 開催期間

年 月 日から 年 月 日まで 計 時間

5 農業関係職種の技能実習生参加者数

人

6 参加者氏名 (参加者が多い場合は任意の様式による参加者名簿の提出で可)

7 得られた成果等

※ 実習実施者と技能実習生とのコミュニケーションを円滑にし、より効果的な技能実習生の活用を推進していくにあたっての課題等を踏まえ、具体的に記入してください。